

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

2018年1月から『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）』が施行されております。この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金等（「休眠預金等」）については最終異動日等から10年6カ月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構へ移管させていただきます。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、お客さまの預金等を預金保険機構へ移管させていただいた後も、お客さまが島根銀行でのご請求手続きを行っていただくことで払出しすることができます。

【休眠預金等の定義】

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法の付保対象とされているなどの条件を満たした休眠預金等活用法の対象となる預金を表します。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日（いわゆる満期日）など
 - ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の金額等の事項を通知した日（当該通知は最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について実施し、当該通知が当該預金者等に到着した場合等に限り当該通知の発送日を最終異動日等とします。）
 - ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日
4. 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等（またはその他関係者）がおこなう「引出」、「預入」、「振込」、「その他の事由」をいい、次のページにあるお取引が該当します。

異動に該当するお取引の一覧

2026年3月9日現在

預金等の種類	法定異動事由	預金等の種類	島根銀行が認可を受けている異動事由
当座預金 普通預金 しまぎんインターネット普通預金 総合口座 定期預金 積立定期預金（エンドレス型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引出 ・ 預入 ・ 振込の受入れ ・ 振込による払出し ・ 口座振替その他の事由による債権額の異動 ・ 手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求 ・ 預金者等による公告の対象となっている預金等に係る情報の提供の求め 	当座預金 しまぎんインターネット普通預金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高確認の求め（当行が把握できる場合に限る）
		普通預金 総合口座（※1） 定期預金（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様申出による通帳の発行、記帳、繰越 ・ 残高確認の求め（当行が把握できる場合に限る） ・ 複数の預金等を組み合わせた商品において、当該商品に係る他の預金等について異動に相当する事由が生じたこと
		積立定期預金（エンドレス型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様申出による通帳の発行、記帳、繰越 ・ 残高確認の求め（当行が把握できる場合に限る）

※1 「総合口座」や「通帳により複数の契約をお預かりすることのできる商品（通帳式の定期預金）」は、その通帳内の商品のいずれかに【異動となるお取引】が生じた場合に、その通帳内の全ての商品に対して【異動となるお取引】が生じたものとしてお取扱いをいたします。

異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがございます。

ご不明な点は、お取引のある島根銀行の本支店へお問い合わせください。